

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会 行事の共催・後援及び協賛に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会（以下「当法人」という）が加盟団体及びそれ以外のものが行う行事の共催・後援及び協賛（以下「共催等」という）を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事：加盟団体等が、主として広く市民が参加できるスポーツ振興・発展のために行う講演会、講習会、学習会、展覧会、大会、その他催し物をいう。
- (2) 共催：行事の一部を分担して行事の企画及び運営に参加し、行事を共同して主催することをいう。
- (3) 後援：行事の趣旨に賛同し、その開催を名義をもって後援することをいう。
- (4) 協賛：行事の趣旨に賛同することをいう。

(承認の基準)

第3条 当法人は、次の(1)から(4)号の全ての項目に該当する行事、または(5)号に該当する行事について、共催等を承認することがある。

- (1) 国または茨城県及び行方市の教育施策の推進上有益であると認められるもの。
- (2) 公共性のある団体若しくはその機関またはこれらの長が主催するもの。
- (3) 行方市内及び本市の近隣地域において開催されるもの。
- (4) 事業の内容が当法人の目的に合致し、行方市生涯スポーツの振興に寄与すると認められるもの。
- (5) 会長が、特に共催等を必要と認めるもの。

(不承認の基準)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる行事については、共催、後援又は協賛をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの。ただし、入場料等を徴収するものであって、その料金が事業の目的、内容等から判断して適正な額であると認められるものを除く。
- (2) 政治的目的を有するもの。
- (3) 宗教的目的を有するもの。
- (4) その他、当法人の理事会において不適當と認めるもの。

(申請の手続き)

第5条 当法人の行事等の承認を受けようとするものは、共催(後援・協賛)承認申請書(別記第1号様式)に関係書類を添付し、行事開催日の1ヶ月前までに、当法人に提出しなければならない。

ただし、加盟団体が、当法人から年間計画において事業の助成金を受けている行事については、当法人の主催もしくは共催、後援の承認済みの行事であり、この限りではない。

(決定の通知)

第6条 当法人は、前項の申請を受理したときは速やかに事務局長決裁により承認の可否を決定し、会長の承認を得た上で共催(後援・協賛)承認通知書(別記第2号様式)もしくは共催(後援・協賛)不承認通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(条件の付加)

第7条 当法人は、後援及び協賛を承認する場合において、次の条件を付することができる。

- (1) 行事に係る事故その他一切の責は負わないこと。
- (2) 行事に係る経費の援助及び人的援助は負わないこと。
- (3) 行事に係る実績報告書を提出すること。
- (4) その他、当法人で必要と認めること。

(申請の変更)

第8条 申請者は、申請事項に変更のある場合は、当法人に対して変更内容とその理由を速やかに届け出なければならない。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、現本を「要領」として令和3年4月1日から施行する。